

国海査第 483 号の 4  
平成 26 年 3 月 27 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



バラスト水管理システム施行前試験合格証明書の交付について

「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(未発効)に定めるバラスト水管理システムの主管庁による承認手続き(IMO G8 Guidelines)に関し、我が国では条約発効前の対応措置として、平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」によりバラスト水管理システム施行前試験基準及びバラスト水管理システム施行前試験等実施要領を定めたところです。

このたび、下記の事業者が製造するバラスト水管理システムにつき、バラスト水管理システム施行前試験等実施要領の規定に基づき、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書を交付しましたので通知いたします。

貴会会員各位への周知をお願い致します。

記

製造者の名称：三浦工業株式会社  
製造者の住所：愛媛県松山市堀江町7番地  
型式の名称：Miura BWMS  
証明書番号：第11号  
定格処理能力：200 ～ 6000m<sup>3</sup>/h

